

地域脱炭素化促進事業の内容と認定の基本的考え方

2021年10月











【参考】地方公共団体実行計画の策定~地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

合

意

形

成

0

促

進



温対法の 位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市町村

市町村が

議論の場(協議会等)を設けて、ステークホルダー(関係者・関係機関)とともに、課題のあぶりだし・解決方法を検討

協議会

協議会等において、

●環境保全上の支障の

おそれのないよう「促進区域」を議論

- ●市町村として事業者に求める
 - ・地域の環境の保全のための取組
 - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等

※改正法21条5項各号

も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

市町村は、 事業者から申請を受けて、 関係機関に 許認可等の書類を転送

> 促進区域における 事業者に求める左記の取組 を満たした事業計画を認定

※改正法22条の2

事業の構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化 事業予見性が高まる 事 業計 変別

許認可手続の ワンストップ化等



ご議論いただきたい事項



■ 本日は、地域脱炭素化促進事業の推進に関する各論を御議論いただくこととし、本資料では、地域脱炭素化促進事業の内容と認定に関する個別論点を御議論いただきたい。

実施すべき事項	実施 主体	論点	実施すべき事項のイメージ
1. 国の環境配慮基準の設定 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国 資 料 2 で	論点①	その他のエリア 市町村が考慮 除外すべき エリア エリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	ざ 議 都道論 府県い た だ	環境配慮の考え方	その他のエリア 市町村が考慮 除外すべ すべきエリア きエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	きたい 市町事 村 項	論点② 検討手順	
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	本資料でご議論いた	論点③ 対象事業の内容	く地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化 促進施設の整備 地域の脱炭素化 のための取組 地域の環境の保 地域の経済及び 社会の持続的発
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進 事業計画について、市町村が上記3の事項 との適合性等を審査し、事業を認定する。	ただ 市町たい 事項	論点④ 認定手続	全のための取組 社会の持続的発展に資する取組 ・協議会での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略



「地域脱炭素化促進事業」とは



B

- 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(「地域脱炭素化促進施設」)の整備及びその他の「地域の脱炭素 化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続 的発展に資する取組」を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 「地域脱炭素化促進事業」は、下記A~Dの4つの要素(取組)から構成される。

地域脱炭素化促進事業の構成 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する 地域の脱炭素化のための施設の整備 再エネ熱供給施設 再エネ発電施設 地中熱 太陽熱 陸上風力 太陽光 中小水力 地熱 下水熱 温泉熱 バイオマス バイオマス熱 ※再エネ海域利用法等により規律される海域での事業は除く。

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組(左記の施設 整備と一体的に実施)

蓄電池、自営線、 水素製造·貯蔵施設 の整備

自治体出資の地域新電 力会社を通じた再エネの 地域供給

EV充電施設 の整備

環境教育 プログラムの提供

※ 上記はイメージの一例

地域の環境の保全 のための取組

地域の経済及び社会の 持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業のイメージ



- 地域脱炭素化促進事業を通じて、地域の課題に応じて地域に貢献する再エネ事業を実施することにより、 地域の課題解決につながることが期待される。
- それぞれの地域によって、地域の課題は異なり、また、地方自治体・地域住民が求める地域貢献策が異なることから、協議会で地域の意向を汲んだ上で、それぞれの事業に即した地域貢献を実践することが望ましい。

地域の課題(イメージ)

災害時のリスクが高い



地域経済の停滞

まちづくりへの資金不足



地域の課題解決(イメージ)



公共施設のレジリエンス 強化



<u>雇用を創出し地域の産業</u> を活性化



生活環境の向上

「地域の環境の保全のための取組」 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」 等

A:地域脱炭素化促進事業における「地域脱炭素化促進施設」



- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業において整備される「地域脱炭素化促進施設」について、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として、省令で定めるものとされている。
- 「地域脱炭素化促進施設」の範囲は、地域脱炭素化促進事業を通じて2050年までの脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、国の法令や計画等における再生可能エネルギー促進の方針・方向性との整合も踏まえながら、幅広く定めることが重要と考えられる。
- ■「地域脱炭素化促進施設」として、具体的にどのような施設の整備の促進を図るべきか。

(基本的な考え方(案))

- ○再生可能エネルギーを電気として用いるための地域脱炭素化促進施設としては、再エネ特措法等の関連法令も踏まえ、原則として、<u>以下に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備</u> (<u>再生可能エネルギー電気の発電・送電・変電・配電に欠くことのできないもの</u>)としてはどうか。
 - ▶ 太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス
- ○再生可能エネルギーを熱として用いるための地域脱炭素化促進施設としては、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等も踏まえ、原則として、<u>以下に掲げる再生可能エネルギー熱を利用するための設備及びその</u>の附属設備(再生可能エネルギー熱の採取・回収・発生・供給に欠くことのできないもの)としてはどうか。
 - ▶ 太陽熱、温泉熱、地中熱、下水熱、河川熱、海洋熱、雪氷熱、バイオマス熱
- ※なお、上記のいずれについても、再エネ海域利用法等において規律される海域におけるものは対象外。

B:地域脱炭素化促進事業における「地域の脱炭素化のための取組」



- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に「地域の脱炭素化のための取組」も行うものとされている。
- 事業者に求める「地域の脱炭素化のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会 的条件に応じて、地方公共団体実行計画区域施策編において方針を定め、事業者が事業 計画において具体的な取組として申請することとなる。
- 環境省から市町村に向けて、どのような取組を「地域の脱炭素化のための取組」として事業者に 定めるよう、推奨・例示することが考えられるか。

(基本的な考え方(案))

- ○「地域の脱炭素化のための取組」については、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギー や利益等を地域において活用し、脱炭素社会の実現に貢献する取組となることを旨として、たとえば、以下の ような取組を含めることを検討するよう推奨してはどうか。
 - ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組
 - ・EV充電設備の整備等のまちづくりへの貢献
 - ・地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
 - ・再生可能エネルギー電気を水素として貯蔵し地域で活用するための取組
 - ・地域の森林整備などのCO2吸収源対策
- ○これらのほか、地域脱炭素ロードマップにおいて掲げられた取組を含めることも検討するよう推奨してはどうか。

【参考】地域脱炭素ロードマップ。重点対策の具体的内容



第1回検討会資料4抜粋

- 地域脱炭素ロードマップでは、実現のための施策として「3. 地域脱炭素を実現するための取組」の中に「3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施」という項を設け、**以下①~⑧の重点対策**を実施することとしている。
 - 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策**を整理
 - 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**
 - ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
 - ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
 - ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と 更新や改修時の**ZEB化誘導**
 - ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
 - ⑤ ゼロカーボン・ドライブ(再エネ電気×EV/PHEV/FCV)
 - ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
 - ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
 - ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

出典:国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ【概要】」2021年6月9日、閲覧日:2021年7月20日

C:地域脱炭素化促進事業における「地域の環境の保全のための取組」



- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭 素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」も行うものとされている。
- 「地域の環境の保全のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、 地方公共団体実行計画区域施策編において方針を定め、事業者が事業計画において具体 的な取組として申請することとなる。
- 市町村・事業者双方が取り組みやすくなるよう、環境省として、どのような取組を「地域の環境の保全のための取組」として定めるよう推奨・例示することが考えられるか。

(基本的な考え方(案))

- ○市町村が、地域の住民・事業者の意向を十分に把握した上で、「地域の環境の保全のための取組」には、省令等に基づき促進区域を検討する際に必要と判断された環境の保全のための措置を位置づけることが考えられる(具体的な例は、次頁及び次々頁)。
- ○多くの市町村において、環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分でない点を踏まえ、たとえば、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、施設の規模・種類等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」として定めることを検討するよう推奨することとしてはどうか。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル等において、「地域の環境の保全のための取組」のひな形等を例示することとしてはどうか。
- ○ガイドラインとしては、具体的には、太陽光発電施設については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省)、地熱発電施設については、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」(令和3年9月環境省)、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」及びその解説通知(令和3年9月環境省)などが考えられる。これらに加え、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」も想定し得る。
- ○さらに、事業を通じ、積極的に地域の環境の改善に取り組むことや新たな環境価値の創出といった観点もありうるの 10

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例



第3回検討会資料2再掲

- 環境アセスメント制度は、事業者において事業の実施場所等を検討する際には、事業を実施しようとする場所において、文献・聞き取り調査で明らかになる既存の情報に基づき、環境保全上の支障のおそれの有無や程度を予測・評価し、環境保全上の支障のおそれが認められる区域は除外する等により、予見可能な範囲で環境保全上の支障を回避・低減を図るものである。
 - この場合においても、事業の実施に当たっては、事業計画の詳細を詰めていく過程で現地調査を含むより詳細な調査等によって新たな情報が得られ、環境保全上の支障のおそれが判明するとの不確実性がある。よって、事業の実施に当たっては、必要な調査を行った上で、調査により判明した環境保全上の支障のおそれを回避・低減できるよう事業計画を適切に検討し、適切な措置(事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査・順応的管理による対応を含む。)を講じることが期待される。
- 改正地球温暖化対策推進法の仕組みにおいては、このような事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域の設定をする。
 - 具体的には、既存の情報を基に、予見可能な範囲での環境保全上の支障のおそれを回避するように促進区域を設定するとともに、事業の実施に当たって新たな情報に基づき判明しうる環境保全上の支障のおそれについては「地域の環境の保全のための取組」に必要な措置(事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事後調査・順応的管理による対応等)を市町村が位置付け、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保することが考えられる。
- このほか、「地域の環境の保全のための取組」において、地域の環境保全の取組として地域の課題を示し、 環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について事業の実施により環境が改善される、または新た な環境価値の創出を伴う(プラス面の環境影響をもたらす)事業計画とすることなどを位置づけることも考え られる。

11

【参考】「地域の環境の保全のための取組」の例



第3回検討会資料2再掲

- 促進区域内において事業の実施に際して適切な措置が講じられることを担保するための「地域の環境の保全のための取組」の例として、
- ▶ 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、反射光が差さないよう、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を行うこと。
- ▶ 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、 工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を行うこと。
- ▶ 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模(高さや大きさ)や配置を工夫すること、周辺景観に調和する色彩や形態とすること、できる限り見えないように植栽を施すこと。
- ▶ 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間に行動圏においてストレスを与えると繁殖等に影響があることが分かっていることから、現地調査によって行動圏を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を行うこと。
- ▶ 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育地の存在が明らかになっていることから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を避けること。
- ➤ その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去を 行うこと。

などが考えられる。

D:地域脱炭素化促進事業における 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」



- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」(地域貢献の取組)も行うものとされている。
- 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画区域施策編において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなる。
- 市町村・事業者双方が検討・実施しやすくなるよう、環境省として、どのような取組を「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として定めるよう推奨・例示することが考えられるか。

(基本的な考え方(案))

- ○市町村が、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」について議論するに当たっては、脱炭素社会の実現に加え、SDG s の達成や地域循環共生圏の形成といった地域全体の将来像を念頭に置くよう促すこととしてはどうか。
- ○再生可能エネルギーが、地域に裨益し地域と共生するものとなるよう、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として、地域脱炭素ロードマップに掲げられた取組も参照しつつ、地域の住民・事業者のニーズや実施可能性を十分に把握することを大前提として、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献するものを定めることにより、地域における再生可能エネルギーの社会的受容性向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生にも貢献するものとなるよう促すこととしてはどうか。
- ○具体的には、たとえば、以下のような取組などが考えられるのではないか。
- 域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進するとともに、災害時の非常用電源として活用することが可能な取組
- 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有を行う取組
- 地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画

【参考】地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ ~地方からはじまる、次の時代への移行戦略~



第1回検討会資料4抜粋

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、

 今ある技術で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、地域課題の解決に貢献できる

経済·雇用

再工ネ·自然資源 地産地消

循環経済

生産性向上 資源活用

快適·利便

断熱·気密向上 公共交通

防災·減災

非常時のエネル ギー源確保 生態系の保全

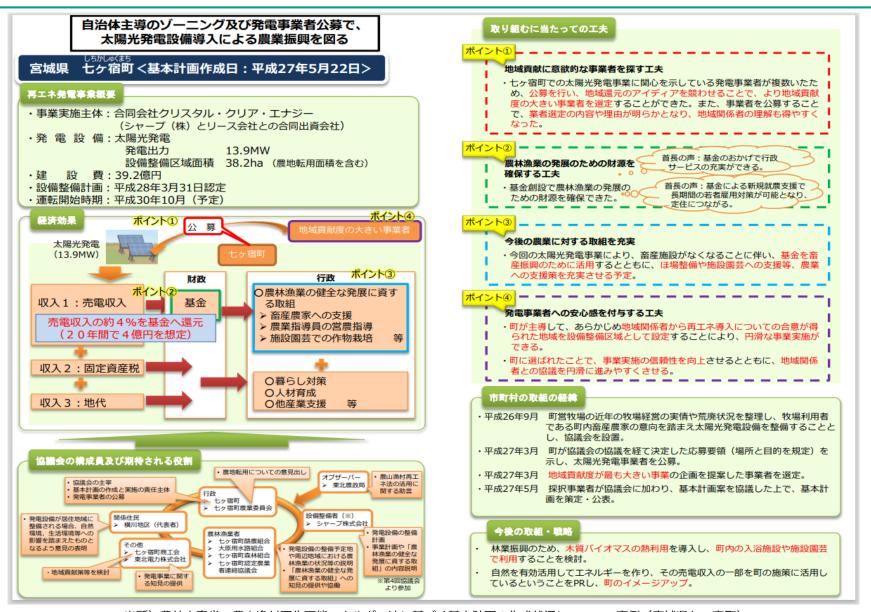
- ✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再工ネを めぐる現下の情勢は、課題が山積**(コスト・適地確保・環境共生など)。国を挙げてこの課題を乗り越え、地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく
- ✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、<u>エネル</u> <u>ギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている</u> (2015年度)
- ✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内 で経済を循環させることが重要

【参考】 他の制度等に基づく再生可能エネルギー事業の 地域共生や地域貢献の仕組み

【参考】農山漁村再生可能エネルギー法の下での事業の仕組み



■ 市町村・協議会が「基本計画」を策定し、事業者が申請する「設備整備計画」に基づいて事業を実施する仕組み。



出所)農林水産省:農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成状況について 事例(宮城県七ヶ宿町) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html (閲覧日: 2021年9月27日)

【参考】再エネ特措法における地域活用要件



- 再エネの早期の自立化に向けてコスト低減やFIP制度の導入による電力市場への統合を進めていくという基本方針の下、 レジリエンスの強化・エネルギーの地産地消に資するような電源について、FIT認定の要件として地域活用要件を設定して、 当面はFIT制度により導入を促す。
- 具体的には、立地制約の小さな電源である小規模太陽光については自家消費型の要件を、立地制約の大きな電源であ る小規模水力・小規模地熱・バイオマスについては、自家消費/地域消費型または地域一体型要件を設定している。

小規模太陽光

(立地制約:小)

⇒低圧太陽光(10-50kW)は、 **2020年4月**から**自家消費型**にFIT適用 (注1) (需給一体型モデルの拡大:住宅から店舗/工場へ)

<自家消費型要件>=12の両方

- ① 再工ネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を 実施すること(注2)
- ② 災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供す **る**こと

小規模水力・小規模地熱・バイオマス

(立地制約:大)

⇒ 一定規模未満(注3) は、

2022年4月から自家消費型・地域消費型、

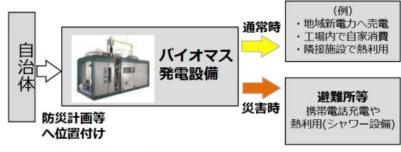
地域一体型にFIT適用(詳細は次ページ参照)

(レジリエンス強化・エネルギー地産地消を促進)

<地域一体型要件>=①~③のいずれか

- ① 自治体の防災計画等に、再工ネ発電設備による災害時を含む電 気又は熱の自治体への供給が位置付けられているもの
- ② 自治体が自ら事業を実施又は直接出資するもの
- ③ 自治体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者等に、 再工
 ネ発電設備による電気を特定卸供給するもの





- (注1) 高圧 (50kW) 以上の太陽光は、地域での活用実態を踏まえて、今後、地域活用の在り方を検討。 (2021年度はFIT認定の要件として地域活用を求めない。) (注2) 農地一時転用許可期間が10年間となり得る営農型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象とする。
- (注3) 2022年度に地域活用電源となる規模: 1.000kW未満の小規模水力、1.000kW未満の小規模地勢、10.000kW未満のパイオマス。

【参考】長野県飯田市「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の仕組み



- 飯田市民は「地域環境権」*を有しており、これと調和し公共の利益を増進させるために、地域団体による意思決定を通じて、住民組織や民間事業者は再エネ事業を行うことを明示。
- 様々な分野の専門家が構成する飯田市の審査会(飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会)を設置。安定的な運営のために必要な指導、助言と支援が与えられ結審後は信用力を付与される。
- ■「飯田市再生可能エネルギー推進基金」を設置。この基金から、事業の建設工事の発注のために直接必要となる調査費用を、無利子で貸付けを受けることができる(限度額1000万円)。
- * 自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法により、再生可能エネルギー資源を再生可能エネルギーとして利用し、当該利用による調和的な生活環境の下に生存する権利。

出所)飯田市「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」(2013年4月1日施行)

審查会

学識経験者や各 領域の専門家

- ✓ 住民合意形成の促進
- ✓ 事業採算性担保の確認
- ✓ 公共性(地域の持続可能性に寄与)の確認

問題提起 助言

複数回のやりとり

改善提案



結審

再エネ事業者

地域団体との協議を 通じ、地域環境権を 行使して事業を行う



与信力の付与

金融機関の融資へつながる

出所)「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」について(https://www.city.iida.lg.jp/site/ecomodel/project-79.html)および『「エネルギー自治」で地域再生! – 飯田モデルに学ぶ』諸富徹(岩波書店、2015)を基に作成

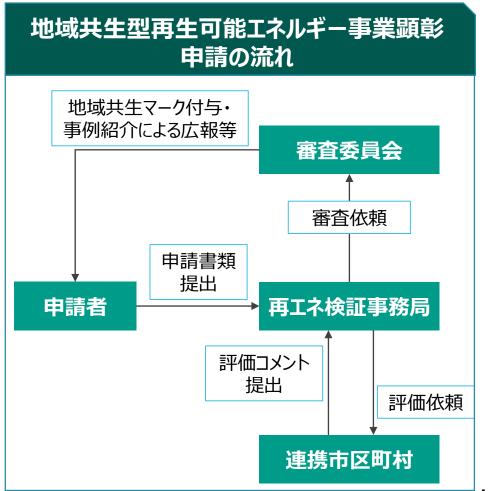
【参考】「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」の仕組み



■ 資源エネルギー庁では、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的として、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良事業に「地域共生マーク」を付与・検証する「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」を実施。

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰 事業目的

■ 再生可能エネルギーの一層の拡大に向けては、 再エネ事業が地元に受け入れられ、地域に定着 することが重要である。そのためには、再エネ事業 において、地域の雇用や産業の創出、観光振 興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に 裨益し、地域と共生する取組を実施していくこと が効果的と考えられる。そこで、本事業「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」では、地域 との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、 「地域共生マーク」を付与し、顕彰するとともに国 の広報媒体等でPRを行うことで、地域と共生し た再生可能エネルギー事業の普及・促進を図る ことを目的とする。



【参考】「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」の仕組み



■「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」では、地域共生再エネ3要件として「地域社会の産業基盤の構築」「災害時の安定供給の確保」「長期的な事業実行計画」を定め、その他審査項目を加味して総合的に採択可否が判断される。

審査項目		資用	概要
. —	地域共生 再工ネ3要件	地域社会の 産業基盤の構築	地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか
		災害時の安定供給の 確保	・ 災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか・ 防災計画等において地域と連携しているか・ 更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
		長期的な事業実行計画	長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているかFIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
	最低限の要件	安全性	関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか更なる安全性確保のための工夫を講じているか
		住民理解	・ 十分な住民理解を得ているか・ 住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
	その他加点項目	事業性·持続性	・ 十分な事業性が認められるか・ 主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の今後の見通しは明るいか
		モデル性	・ 地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか・ 他の地域への横展開が可能なポイントがあるか
		新規性	・ 既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等)・ 革新的な新技術等を利用しているか

出所)地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局、地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰(地域共生再エネ顕彰)審査要項、https://www.enecho.meti.go.jp/category/sav **20** ing and new/advanced systems/saiene kensho/doc/examination.pdf < 閲覧日: 2021年9月27日>より



地域脱炭素化促進事業の認定手続(申請・認定・変更・取消)



- 改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地方公共団体 実行計画協議会が設置されている場合はその協議を経た上で、省令で定めるところにより、「地域脱炭素 化促進事業計画」を作成し、市町村の認定を申請できるものとされている。
- 認定基準としては、市町村の実行計画への適合性等が法定されていることに加え、省令により全国一律の基準も定めることとされている。また、認定基準への違反があった場合には、市町村による適切な対応(指導・助言や認定取消し等)も必要となる。
- 地域の環境保全に配慮し、地域の脱炭素化と課題解決に同時に貢献できるような地域共生型・裨益型の事業を推進する観点や事業の円滑かつ確実な実施を図る観点から、「地域脱炭素化促進事業計画」の申請方法、認定基準、認定・変更・取消の手続について、どのように考えるべきか。

(基本的な考え方(案))

- ○「地域脱炭素化促進事業計画」の認定基準としては、事業の実施期間終了時・中止時における施設の撤去・廃棄に関する事項も定めることとしてはどうか。合わせて、事業計画の申請項目として、改正地球温暖化対策推進法において明記されている事項(注)に加えて、その他省令で定める事項として、施設の撤去・廃棄に関する事項を設けることとしてはどうか。
 - 注:申請者氏名、事業目標、事業実施期間、施設整備の内容・場所、「地域の脱炭素化のための取組」、事業資金の金額・ 調達方法、「地域の環境保全のための取組」、「地域の社会及び経済の持続的発展に資する取組」など
- ○また、事業の円滑かつ確実な実施を図る観点から、再生可能エネルギー電気に係る事業(専ら自家消費するものを除く。)については、系統接続の見込みに関する事項も定めることとしてはどうか。合わせて、その他省令で定める事項として、事業計画の申請項目として、系統接続の見込みに関する事項を設けることとしてはどうか。
- ○これらに加え、事業規律の確保を図る観点から、改正地球温暖化対策推進法やワンストップ特例等に係る許認可法令に限らず、 関係する各種法令の遵守を求めることとしてはどうか。合わせて、その他省令で定める事項として、事業計画の申請項目として、法 令遵守に関する事項を設けることとしてはどうか(これらの検討に際して、例えば、再エネ特措法における事業規律に関する認定基 準も参考になり得ると考えられる)。

【参考】地球温暖化対策推進法の改正事項



第1回検討会資料4抜粋

- 地域脱炭素化事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村から認定を受け、特例措置を受けることができる。(第22条の2)
- この特例措置には温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ 化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略がある。(第22条の5~第 22条の11)

	特例の対象となる許認可等手続の	概要
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の <u>許可</u>
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の <u>許可</u>
農地法	農地の転用、農用地(農地、採草放牧地)の所有権等の移転	都道府県知事等の <u>許可</u>
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣(国立公園)、都道府 県知事(国定公園)の <u>許可</u> ※特別 地域における行為の場合 又は届出※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電(従属発電)のための流水の占用	河川管理者※への <u>登録</u> ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の <u>認定</u> ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内(処分場跡地)における土地形質変更	都道府県知事等への <u>届出</u>

地域脱炭素化促進事業を巡る合意形成



- 地域脱炭素化促進事業に関しては、地域の自然的社会的条件に応じて、地域に裨益し、地域と共生する事業となるよう、地方公共団体実行計画協議会の活用等により、住民や関係地方公共団体等の関係者との協議を通じて、地域の合意形成を図ることが重要である。
- 地方公共団体実行計画(区域施策編や促進区域等)の策定における合意形成が基本となるものの、事業者に対して認定申請に先立ち協議会がある場合には協議を経ることを求めており、また、「事業者提案型」では、促進区域の設定と一体的検討を行うこととなるところ、個々の地域脱炭素化促進事業の認定に当たり、どのように地域の合意形成を図っていくべきか。

(基本的な考え方(案))

- ○個々の地域脱炭素化促進事業を巡る協議については、協議会の果たすべき役割も、地方公共団体実行計画(区域施策編)や促進区域等についての協議会とは異なると想定される。協議会の構成員や運営方法については、再生可能エネルギーの種類、事業の規模、事業が予定される地域の特性等を踏まえたものとするべきではないか。
- ○構成員に関しては、協議会の活用により市町村における認定事務負担を軽減し、ワンストップ化の特例を円滑かつ効果的に運用する観点が重要であるところ、たとえば、地域合意形成に加え、許認可権者の関連部署から技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許認可制度に対する理解増進を図ることも考えられるのではないか。一方、許認可権者と事業者との間には、一定の距離感も必要ではないか。
- ○運営方法に関しては、公開で行うことなどを旨として、地域住民等に対して、協議プロセスの透明性・公平性の確保を図ることに留意が必要ではないか。

24

【参考】 農山漁村再生可能エネルギー法における 認定手続等

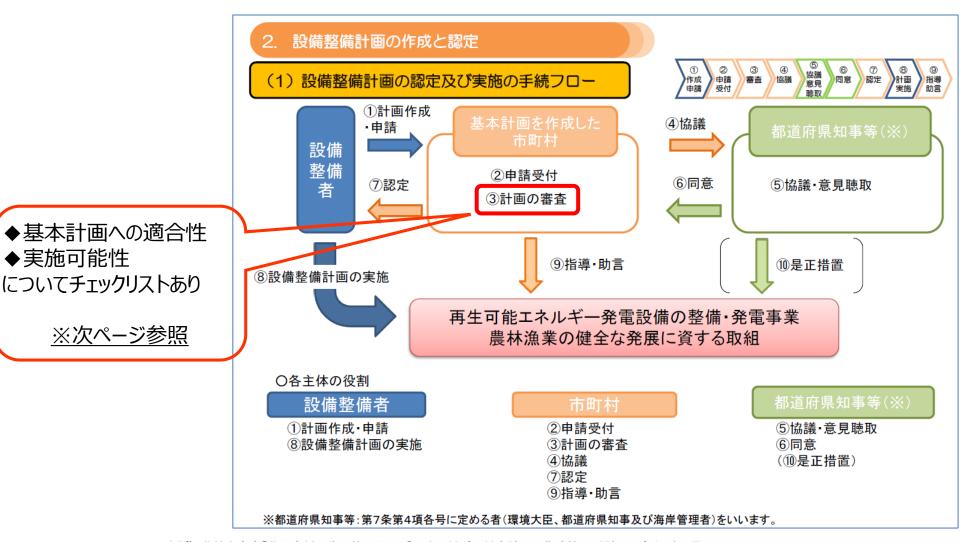
【参考】農山漁村再生可能エネルギー法の認定基準・審査方法



- 基本計画を策定・公表した市町村において事業を実施しようとする者(設備設置者)から「設備整備計 画」を申請させるフローは下記のとおり。
- 基本計画への適合や実施可能性についてチェックリストで提示。

◆実施可能性

※次ページ参照



【参考】農山漁村再生可能エネルギー法の認定基準・審査方法



認定の際に御確認いただきたい事項

☑	番号		確認事項	ポイント
	1		再生可能エネルギー発電設備の用に供する 土地の所在	基本計画に定めた設備整備区域の中にあるかを確認。
	2	基本	再生可能エネルギー発電設備の種類及び規 模	基本計画に定めた設備整備区域において整備する再生可能エネルギー 発電設備の種類及び規模と対応しているかを確認。
	3	計画へ	農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	基本計画に定めた農林漁業の健全な発展に資する取組の内容に対応しているものか、実施場所や実施体制等具体的な内容を記したものであるかを確認。
	4	の適	再生可能エネルギー発電設備の整備に際し 配慮すべき事項	基本計画に再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項を定めている場合には、その内容と対応しているかを確認。
	(5)	合性	再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原 状回復に関する事項	基本計画に再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項を定めている場合には、その内容と対応しているかを確認。

※市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地又は海岸保全区域に係る漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない 行為又は海岸法第7条第1項若しくは第8条第1項の許可を受けなければならない行為が設備整備計画に記載されている場合は、上記に加え、 それらについてもそれぞれ漁港漁場整備法又は海岸法の許可基準に照らして判断してください。

Ø	番号		確認事項	ポイント
	6		再生可能エネルギー発電設備の整備及び農 林漁業の健全な発展に資する取組を実施す るために必要な資金の額及び調達方法	発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施する資力があるか、資金調達先を確保できているかを確認してください。固定価格買取制度の認定を受ける場合は、売電先と売電収入見込みを確認。
	7	実施	定款や規約等の内容	申請者が法人や法人でない団体である場合には、定款や規約等の内容 を確認し、再生可能エネルギー発電設備の整備や発電事業を行うことが できる組織であるか確認。
	8	可能	地権者の同意	再生可能エネルギー発電設備の撤去や原状回復に関する地権者との契 約書等から、地権者の同意を得ているかを確認。
	9	性	他の手続の状況	環境影響評価や固定価格買取制度に基づく認定等の他の手続の状況に ついて確認。
	10		バイオマスの調達の確保	バイオマス発電を行う場合には、地域に存するバイオマスを主に活用するものになっているか、関係者の合意を得ているか、発電に必要な原料の安定供給体制が構築されているかを確認。

出所)農林水産省「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き」令和3年7月 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html (閲覧日:2021年9月27日)

【参考】農山漁村再生可能エネルギー法の認定後の変更等



- ■「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン」(令和3年7月30日一部改正)第8の「7認定の取消し等(法第8条第3項及び基本方針第5の1 (3))」により、認定の取り消しを定めている。
- また、同じく第8の「8 認定設備整備者に対する指導及び助言(法第21条及び基本方針第5の1 (4))」により、 市町村が計画の実施状況を随時確認し指導助言することを求め、違反がある場合にはその是正措置を行うこととされる。

7 認定の取消し等(法第8条第3項及び基本方針第5の1(3))

(略)

また、計画作成市町村は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すととができる。認定を取り消す場合には、様式例第14号を参考として、その理由を明らかにした上で、認定設備整備者に通知するものとする。(以下略)

8 認定設備整備者に対する指導及び助言(法第21条及び基本方針第5の1(4))

計画作成市町村は、認定設備整備者の認定設備整備計画の実施状況について確認を随時行い、その把握を行うものとする。また、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていないと認められる場合には、計画作成市町村はその理由を聴取し、当該認定設備整備計画に従って当該整備及び当該取組を行うよう指導を行うとともに、必要に応じ、協議会の構成員となっている専門家等の知見等を活用した助言を行い、当該認定設備整備計画の適確な実施を確保するものとする。

(略)

また、計画作成市町村は、認定設備整備計画に従って事業が適切に実施されていないことを把握した場合には、認定設備整備者に対して 速やかに指導を行うとともに、農業委員会は「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21 農振第1599号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知)の規定により、**違反を是正するための必要な措置を行う**ものとする。 (以下略)